

総合評価一般競争入札・条件付一般競争入札(実績申告型)における 配置監理技術者の実績・成績の評価期間の見直しについて

入札参加に際し、予定している配置監理技術者が、産休や育休などで休業を取得していた場合、工事における配置監理技術者の工事实績、成績を評価する期間に休業期間が含まれるため、実質短くなることから、男女問わず育児休業を取得しやすい環境整備、女性の就業率向上や継続就業支援を目的として、下記のとおり評価期間の見直しを行います。

記

1 対象

対象案件：総合評価落札方式又は実績申告型一般競争入札により発注する工事
対象項目：配置監理技術者の実績、成績

2 対象となる休業

- 産前産後休業（「労働基準法」第65条第1項又は第2項の規定による休業）
- 育児休業（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第2条第1号に規定する休業）
- 介護休業（同上第2号に規定する休業）

3 確認方法

技術審査資料又は事後審査資料に休業が確認できる以下の資料を添付してください。

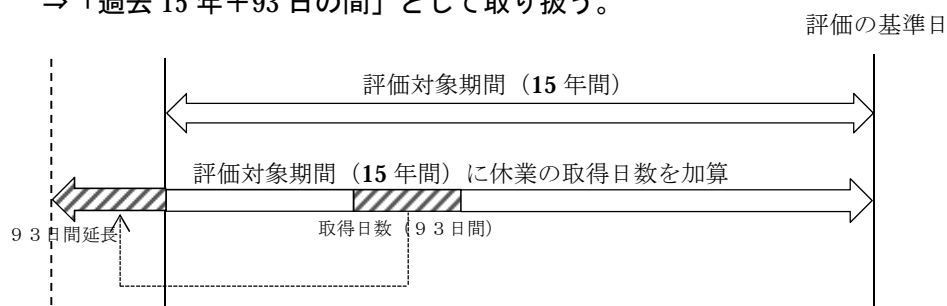
名称	証明できる資料（例）
産前産後休業	母子手帳の写し、会社への申請書又は証明書等
育児休業	出生届受理証明書、入園不承諾証明書、会社への申請書又は証明書等
介護休業	医師の診断書、会社への申請書又は証明書等

4 評価期間に加える期間

休業の取得期間相当分を評価期間に加える。

（例）休業を93日取得した場合

【評価基準】過去15年間の監理技術者として従事した工事实績
⇒「過去15年+93日の間」として取り扱う。



問い合わせ先

住宅まちづくり部公共建築室計画課 推進グループ
Tel:06-6941-0351(内線)6827